

戦時中の国家公務員(その7)

特許行政 — 「秘密特許制度」は戦争する国づくり



特許庁旧庁舎(1934年竣工)。戦後も、現庁舎に建て替えられるまで使用された。(写真は能美知康氏撮影。「特許庁技術懇話会ホームページ」より転載させていただきました)

わが国の特許制度には、1888年(明治21年)以来つづく「秘密特許制度」があり、1948年(昭和23年)7月15日、特許法の一部改正により廃止されるまで約60年間存続していました。

当時の日本は、明治政府の「富国強兵」政策や欧米列強に追いつき、追い越せという国策の下、朝鮮半島や清国(中国)への海外進出(侵略)を試み、日清戦争(1894～1895年)の前夜にあたる時期です。

1938年(昭和13年)4月1日、国家総動員法(法律55号)が公布されました。これは、対象となる総動員にかかる物資、業務など及びこれらの取用などについて詳細に規定しているものですが、工業所有権に関しては第13条で「政府は工場事業等を管理、使用または取用した場合、当該施設で実施されている特許発明などを実施することができる」旨を定めています。

昭和10年(1935年)代になってからの国際カルテル及び三井、住友、三菱などの財閥の壁による国内での技術の閉鎖性が産業振興上問題になっていたという側面もあったようですが、実際に戦争が激化する中で、政府及び主務大臣が当事者の意見を求めた後発明等を実施出来るような仕組みを整えていきます。

国家総動員法は、1941年(昭和16年)の改正により、また「特許発

明等実施令」(昭和18年(1943年)勅令第159号)、工業所有権戦時特例の公布(1943年10月31日)などにより、①意匠登録出願の禁止②審査・審判における意見書提出及び出願公告制度の廃止③公報発行の停止—などが行われました。1930年1月1日以後の各省庁の国有特許及び秘密特許件数は、5591件(出願中を含む)中、陸海軍秘密特許件数は1383件(出願中を含む)に上っていました。

現在、日本の特許制度は公序良俗に関するもの以外「原則公開」の立場をとっています。しかし、経済産業省は、イージス艦秘密漏洩事件など安全保障を理由に、軍事に転用できる技術を含む特許情報を非公開とする「秘密特許制度」を導入するための研究会を非公開で行っています。戦争法成立以降、「秘密特許制度」が導入されれば、防衛省や軍需企業によって秘密の範囲が拡大されるおそれがあり、特許が軍事利用される危険性が危惧されます。

安倍政権になってから、秘密保護法の制定、集団的自衛権行使容認の閣議決定、戦争法の強行採決、「武器輸出三原則」の緩和、防衛装備庁の発足など一連の動きは、防衛産業界育成強化の動きと併せて、「秘密特許制度」復活につながる恐れがないとは言えない状況が生まれつつあります。

昭和21年3月8日付連合国最高司令官指令802号に基づきGHQに報告された昭和5年1月1日以後の各省庁の国有特許及び秘密特許件数

種別	件数
特許件数(出願中を含む)	4,208
陸海軍秘密特許件数(出願中を含む)	1,383
合計	5,591

出典：特許庁編「工業所有権制度百年史」

昭和22年3～4月にGHQに提出された秘密特許にかかる包袋(出願書類)件数

種別	件数
秘密特許	1,364
期間満了した秘密特許	210
出願中	207
小計	1,781
秘密実用新案	87
出願中	14
小計	101
合計	1,882

出典：特許庁編「工業所有権制度百年史」

日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3階 電話：03-3502-6363 / ファクス：03-3502-6362

ホームページ
国公労連
2016年2月発行



国公労連職場討議資料「憲法 vs. 戦争」No.7

昨年9月19日に戦争法を強行採決しましたが、さらに戦争への道筋をつけようとたくらんでいます。それは、今年の参議院選挙の公約に安倍首相は「改憲」を位置づけることを表明し、明文改憲に意欲を示しています。

自民党の改憲草案(2012年4月決定)では、「緊急事態条項」は戦前の「戒厳令」のように、国会の関与なしに政府の独断で人権制限などを決定でき、国民は国や公の機関の指揮命令に「服従義務」も定められています。戦前に逆戻りする「緊急事態条項」は断じて許されません。

国公労連は、「ふたたび戦争の奉仕者にならない」を合い言葉に、「まもろう憲法・国公大運動」をとりこんでおり、戦争法廃止にむけ、5月3日までに2000万人署名達成にむけて奮闘します。